

# 水質部会資料 2

## 諮 問 事 項

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第4条に  
基づく対策地域の指定の解除について

大牟田地域農用地土壌汚染対策地域の指定解除  
（昭和開北部第二地区）について（案）

令和4年1月

福岡県

# 目 次

ページ数

## 第1 対策地域の指定解除

1 指定解除の区域	-----	1
2 法的根拠	-----	1

## 第2 指定解除までの経緯と理由

1 汚染問題	-----	1
2 対策地域の指定	-----	1
3 対策計画の策定	-----	2
4 公害防除特別土地改良事業の実施	-----	2
5 事業実施後のカドミウム調査の実施	-----	2
6 指定解除の理由	-----	5

## (添付図面)

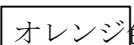
・農用地土壌汚染対策地域指定位置図	-----	6
・農用地土壌汚染防止対策調査地点位置図	-----	7

## 大牟田地域農用地土壌汚染対策地域の指定解除（昭和開北部第二地区）について

### 第1 対策地域の指定解除

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号、以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき指定した大牟田地域のカドミウムによる農用地土壌汚染対策地域（以下「対策地域」という。）について、法第4条第1項の規定に基づき指定を解除する。

#### 1 指定解除の区域

- (1) 所在地 大牟田市昭和開で別添農用地土壌汚染対策地域指定位置図の  
オレンジ色で囲んだ部分の該当する区域（昭和開北部第二地区）
- (2) 面積 32.09ha

#### 2 法的根拠（法第4条第1項）

都道府県知事は、対策地域の指定の要件となった事実の変更により必要が生じたときは、その指定に係る対策地域の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

### 第2 指定解除までの経緯と理由

#### 1 汚染問題

昭和45年2月、大牟田川河口の底質や同川へ排出される三井金属鉱業株式会社三池製錬所（大正2年操業開始）の排水中にカドミウムが検出された。同年、県において大牟田地域の実態調査、昭和46年から48年にかけて法に基づく細密調査を実施、昭和48年に大牟田市の3地区（昭和開地区、北部地区、南部地区）を対策地域に指定した。汚染の原因は、排水による水質汚染と、同工場からの排煙による大気汚染との複合汚染である。なお、現工場においては、カドミウム排出の主要工程とされた亜鉛製錬工程は昭和61年に廃止されている。

#### 2 対策地域の指定

平成25年度に実施した大牟田市昭和開（昭和開北部第二地区）での細密調査において、農用地の土壌汚染防止等に関する法律施行令（昭和46年政令第204号。以下「施行令」という。）第2条第1号及び第2号に規定された指定要件（米に含まれるカドミウムの量が米1kgにつき0.4mg以上であると認められる地域、またはその恐れが著しいと認められる地域）に該当することが確認されたため、平成26年4月30日、法第3条第1項の規定により昭和開北部第二地区32.09haを指定した（平成26年福岡県告示第446号）。

(単位：ha)

地区名	指定面積		
	1号地域	2号地域	合計
昭和開北部第二地区	8.65	23.44	32.09
計	8.65	23.44	32.09

※1 1号地域とは施行令第2条第1項第1号で規定される地域。

※2 2号地域とは施行令第2条第1項第2号で規定される地域。

### 3 対策計画の策定

昭和開北部第二地区について、福岡県環境審議会の答申を得て、平成27年5月25日付で農林水産大臣及び環境大臣から同意を受け、法第5条第1項に基づき農用地土壌汚染対策計画を定めた（平成27年福岡県告示第628号）。

#### (1) 事業実施面積と土地利用

利用区分	農用地としての利用 (ha)				農用地以外に利用 (ha)			合計
	田	畑	樹園地	計	農道	その他	計	
事業計画時	28.98	0.45	2.66	32.09	0	0	0	32.09
事業実施後	28.98	0.45	2.66	32.09	0	0	0	32.09

### 4 公害防除特別土地改良事業の実施

対策計画に基づき、上乘せ客土工法によって土地改良法に基づく公害防除特別土地改良事業（以下「公特事業」という。）を実施した。

- (1) 事業費 981,308千円
- (2) 事業実施者 福岡県
- (3) 事業期間 平成28年度～令和2年度
- (4) 主な工事内容 客土工事 28.9ha、暗渠排水工事 28.9ha

### 5 事業実施後のカドミウム調査の実施

公特事業の効果を確認するため、法第11条の2の規定により地区内に観測点を2点設置し、「対策地域調査」を実施した。併せて、地区内の玄米と土壌のカドミウム濃度を確認するための「補足調査」を実施した。

- (1) 調査名 ①対策地域調査、②補足調査
- (2) 調査年度 ①平成30年度～令和2年度  
②平成30年度～令和2年度
- (3) 調査地点の所在地 福岡県大牟田市昭和開北部第二地区内
- (4) 調査実施者 福岡県

(5) 調査内容

①対策地域調査

観測点2点

※1 観測点1及び観測点2は平成29年度客土区

※2 観測区の種類は、①被覆区（稲なし、蓋あり）、  
②被覆無し区（稲なし、蓋なし）、  
③イネ栽培区（稲あり、蓋なし）

ア 土壌のカドミウム（可溶性）の調査測定

イ 玄米のカドミウム含有量の調査測定

ウ 農業用水のカドミウム含有量の調査測定

エ 降下ばいじんのカドミウム含有量の調査測定

②補足調査

調査点数8点

ア 玄米のカドミウム含有量の調査測定

イ 土壌のカドミウムの調査測定

① ア 観測点の土壌のカドミウム調査結果（収穫時）

(単位：mg/kg)

項目 調査地点	調査 年度	表層(0~15cm)			下層(15cm~30cm)		
		被覆区 (稲なし、 蓋あり)	被覆無し区 (稲なし、 蓋なし)	イネ栽培区 (稲あり、 蓋なし)	被覆区 (稲なし、 蓋あり)	被覆無し区 (稲なし、 蓋なし)	イネ栽培区 (稲あり、 蓋なし)
観測点1	H30	0.17	-	0.23	-	-	-
	R1	0.04	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03
	R2	0.25	0.29	0.36	0.28	0.27	0.23
観測点2	H30	0.24	-	0.16	-	-	-
	R1	0.02	0.03	0.02	0.03	0.03	0.02
	R2	0.27	0.29	0.30	0.25	0.25	0.30

① イ 観測点（イネ栽培区）の玄米のカドミウム調査結果

(単位：mg/kg)

調査地点	年度		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
観測点1	0.01	0.00	0.01
観測点2	0.01	0.00	0.01

※小数点第3位を四捨五入

① ウ 観測点の農業用水のカドミウム調査結果

(単位：mg/l)

年度 調査地点	平成30年度			
	7月2日	7月30日	8月31日	10月1日
観測点 1	0.00014	0.00004	0.00006	0.00025
観測点 2	0.00015	0.00030	0.00009	0.00003
年度 調査地点	令和元年度			
	6月28日	7月30日	8月29日	9月30日
観測点 1	0.00027	0.00027	0.00026	0.00025
観測点 2	0.00008	0.00005	0.00042	0.00004
年度 調査地点	令和2年度			
	6月30日	7月30日	8月28日	9月29日
観測点 1	0.00004	0.00027	0.00003	0.00004
観測点 2	0.00012	0.00020	0.00003	0.00009

① エ 観測点の降下ばいじんのカドミウム調査結果

(単位：mg/m<sup>2</sup>/月)

年度 調査地点	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
観測点 1	0.101	0.006	0.037	0.282	0.015	0.060	0.745	0.020	0.163
観測点 2	0.080	0.002	0.028	0.342	0.031	0.094	0.439	0.028	0.134

※月毎に調査を実施

② 玄米及び土壌のカドミウム調査結果

(単位：mg/kg)

調査地点	玄米				土壌			
	H30	R1	R2	集計	H30	R1	R2	集計
No, 1		0.03				0.05	0.39	
No, 2		0.01				0.03		
No, 3		0.02	0.00			0.04	0.32	
No, 4		0.00				0.05		
No, 5			0.02				0.35	
No, 6			0.03				0.33	
No, 7			0.01				0.42	
No, 8			0.01				0.44	
検体数	0	4	5	9	0	4	6	10
最高値	-	0.03	0.03	0.03	-	0.05	0.44	0.44
最低値	-	0.00	0.00	0.00	-	0.03	0.32	0.03
平均値	-	0.01	0.01	0.01	-	0.04	0.37	0.24

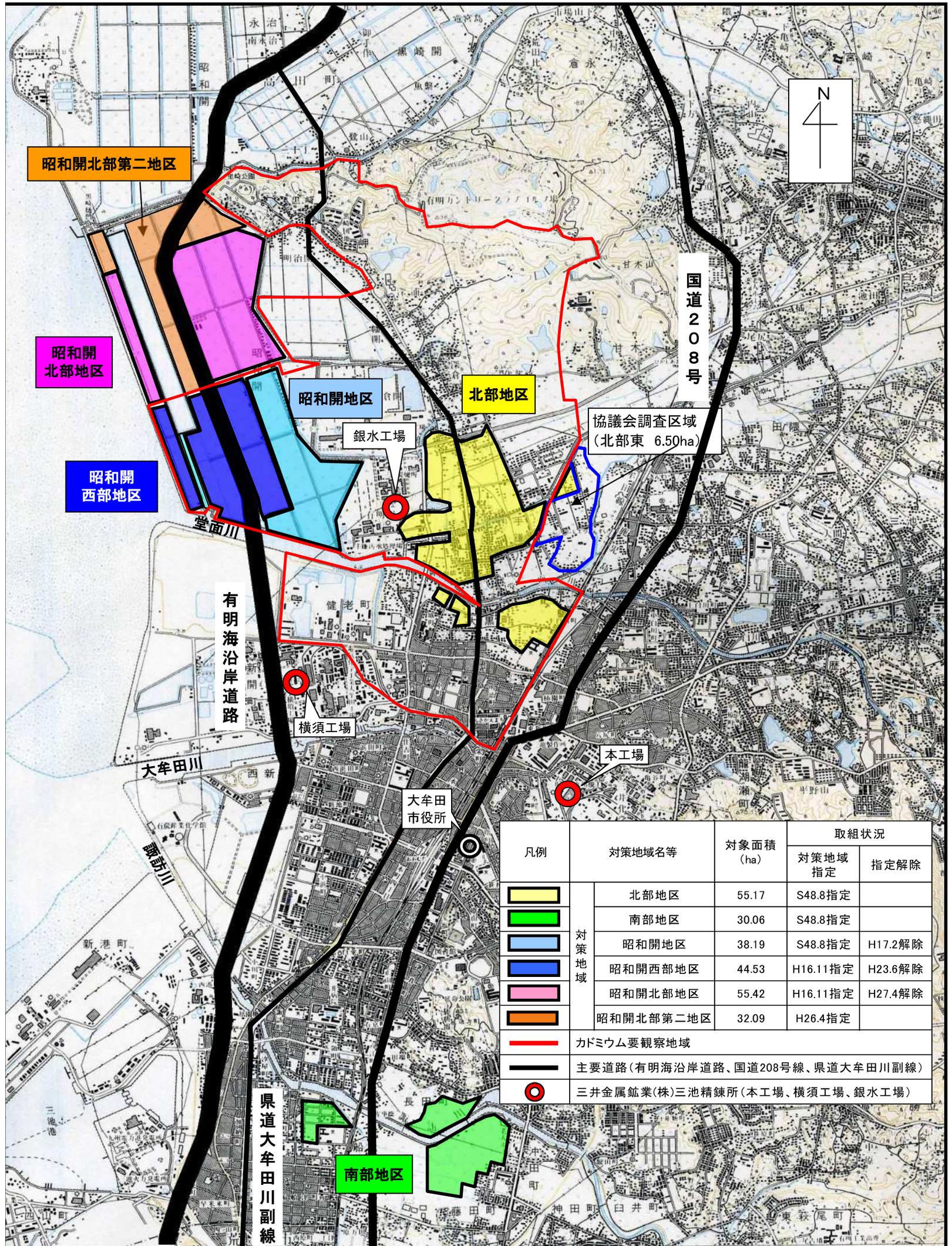
## 6 指定解除の理由

- (1) 客土完了後、対策地域調査を行った結果、3ヶ年連続して生産された玄米1kgにつき0.4mgを超えるカドミウムを含む玄米は認められない。併せて、平成30年度～令和2年度に補足調査を実施したが、玄米1kgにつき0.4mgを超えるカドミウムを含むものはなく、土壌のカドミウム濃度についても低濃度となっている。
- (2) 昭和開北部第二地区32.09haのうち28.98haについては、汚染を解消するための客土（公特事業）を完了した。公特事業の対象外の3.11haは、畑、樹園地及び農道として利用している状況（田以外の土地）であるため、国の通知（平成22年環境省水・大気環境局土壌環境課長通知環水大土発第100630002号）により、対策事業の実施によらなくても指定の解除が可能な土地である。

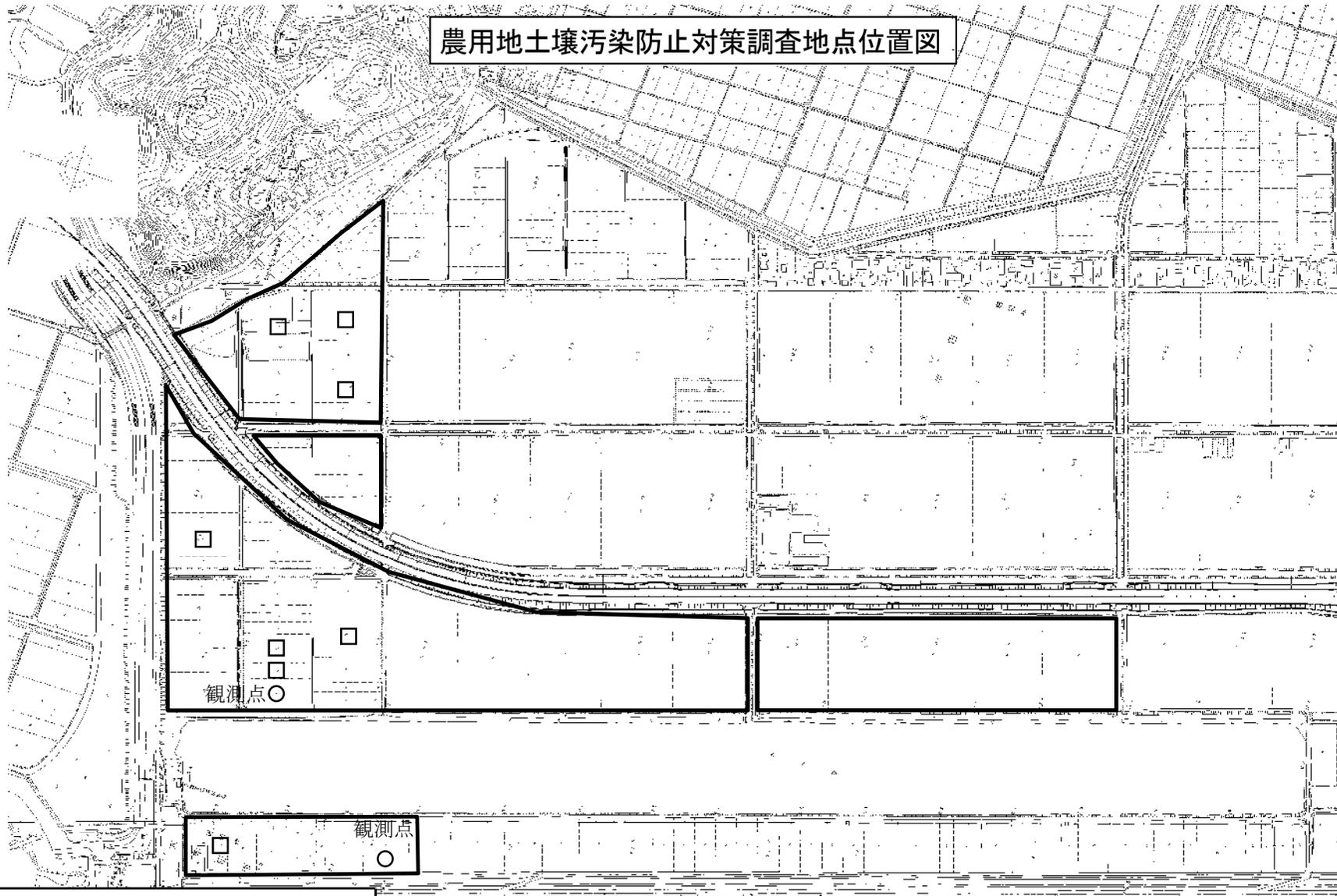
以上の結果から、指定要件<sup>※注</sup>は解消しており、昭和開北部第二地区32.09haについて法第4条第1項の規定により事実の変更があったので指定解除を行う。

※注：指定要件・・・その地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が米1kgにつき0.4mgを超えると認められる地域であること。

# 農用地土壤汚染対策地域指定位置図



農用地土壤汚染防止対策調査地点位置図



凡	例
○	対策地域調査地点 (玄米、土壌、農業用水、降下ばいじん)
□	補足調査地点(玄米、土壌)